



Bayer

サプライヤーのための 行動規範

//////
持続可能性は、バイエルの
信念の重要な要素であり、
当社の事業戦略の不可欠な
部分を形成しています。



目次

ページ

3

4

6

8

9

11

12

14

17

前文



持続可能な開発とは、将来の世代が自らのニーズを満たす能力に支障をきたすことなく、現在のニーズを満たすことと定義されています (Brundtland、1987)

。企業にとって持続可能性とは、財務業績に焦点を当てるだけでなく、企業が自社の事業やバリューチェーン全体において、社会や環境に与える影響に関連するリスクや機会も考慮する必要があることを意味します¹

バイエルは、サプライチェーンの持続可能性への協働は、ビジネスを行う上で重要かつ不可欠なものであると考えています。企業は、サプライチェーンを通じて、環境と人権を尊重し、継続的に改善するために協力する必要があります。

バイエルは、国連グローバル・コンパクト (UNGC) の人権、労働、環境、腐敗対策の10原則に加え、国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs)、OECD多国籍企業行動指針を支持しています。本行動規範は、UNGC、国際人権章典、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、UNGPs、環境と開発に関するリオ宣言、腐敗の防止に関する国際連合条約、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)、有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs) および水銀に関する水俣条約、といった他の国際基準に基づいています。

バイエルは、グローバルな

、および

(創立メンバー) などに長年参加しています。2020年、バイエルは温室効果ガス排出削減と気候変動対策に向けたに参加しました。

本行動規範は、以下を含むがこれに限定されない、バイエルグループのポリシーと立場にも含まれる、確立された持続可能性の原則を考慮しています。

// バイエルの は、持続可能性の原則に対する当社のコミットメントを明確に定義しています。

// バイエルの は、パリ協定と、地球温暖化を産業革命前と比較して1.5°Cに抑えるという目標を支持しています。

// バイエルグループ全体の は、バリューチェーンに沿ったすべての事業活動において人権を尊重するというコミットメントを強調しています。

// バイエルの は、バイエル従業員の法令を遵守した行動の最重要性を概説しています。

// バイエルの社会的取り組み () の原則は、当社の指針かつすべての活動の基礎となるものです。

// バイエルの : バイエルは、水質汚染の防止、水の再利用、削減、および廃水処理の継続的な改善に取り組んでいます。バイエルは、UNGCのCEO Water Mandateへの支持を表明しました。

当該活動はすべて、バイエルが倫理的、社会的、環境的基準に関してどのように責任を果たしているか、またバイエルグループ各社が持続可能な開発の原則をその日々の業務でどのように実践しているかを示しています。このように、バイエルの調達プロセスには、倫理的、社会的、環境的に加え、さらに品質保証やリスク最小化の原則が根付いています。

本行動規範に示された原則は、サプライヤーの選定と評価の重要な要素を構成しています。さらに、当社はサプライヤーがサプライチェーンのさらに下流でこれらの原則に取り組むことを期待しています。サプライヤーがこれらの原則のいずれかに違反し、改善計画に合意できない場合、またはそれを実施しない場合、当社は商取引関係を終了する権利を留保します。

このため、本行動規範は、地球を守りながら人々のより良い健康づくりに貢献する取り組みを進めるなど、日々のビジネスにおいてこれらの原則がどのように実践されるべきかについての相互理解を深めることを目的として、当社のサプライヤーに公開されています。本規範のいずれかの条項が、サプライヤーとバイエルの間の契約上の規定、またはバイエルの一般購入条件と矛盾する場合、契約上の規定または一般取引条件が優先されるものとします。

サプライヤーがこれらの原則を実践するのを助け、可能にするために、バイエル「サプライヤーのための行動規範」に基づき、優良事例の具体例、主要な期待事項、サプライヤーが利用できる参考文献を掲載したバイエル「サプライヤーのための行動規範ガイダンス」を発行しました。本ガイダンスは、

をご覧ください

ます

¹バイエル持続可能性コーポレート ポリシー



倫理

サプライヤーは、社会的責任を果たすため、適用されるすべての法律と規制を遵守しながら、倫理的な方法で事業を行い、誠実な行動を取るものとします。倫理的要件は、以下の項目が含まれます。



企業の健全性

サプライヤーは、汚職、恐喝、横領、またはマネーロンダリングをいかなるかたちでも行ったり、容認しないようにしています。サプライヤーは、腐敗の防止に関する国際連合条約に記載されているように、ビジネスパートナーまたは官僚との間で、賄賂またはその他の違法なインセンティブ（「円滑化のための少額の支払い」など）を提供または受領しないようにしています。サプライヤーは、バイエルの従業員に対して、賄賂と受け取られる可能性のあるいかなる種類の贈答品または個人的利益も受けないようにしています。いかなる場合も、贈答品や接待は、取引関係に不適切な影響を与えるために提供を受けてはならず、適用される法律または倫理基準に違反してはいけなくなっています。



利益相反

サプライヤーは、バイエルの従業員がサプライヤーのいかなる事業においても職業上、私的、または重大な金銭的利益や利害を有しているなど、利益相反となり得る状況をバイエルに開示するものとする。



公正な競争

サプライヤーは、公正な競争に基づき、適用されるすべての独占禁止法を遵守して事業を行う。



国際貿易管理

サプライヤーは、自社の事業に適用される輸出管理規制を遵守し、要求される場合には、それに関する正確かつ真実の情報を税関やその他の当局に提供しなければならない。



プライバシーと知的財産

サプライヤーは、機密情報を保護し、これを適切な方法でのみ使用し、全従業員およびビジネスパートナーのプライバシーと有効な知的財産権を確実に保護するものとする。

サプライヤーは、バイエルの書面による事前の同意なしに、バイエルの名称や商標、あるいは当社の関連会社または製品の名称や商標を宣伝または広告に使用してはならないものとする。



データプライバシーとデータ保護

バイエルの機密情報またはデータを含むサプライヤーの情報システムは、不正なアクセス、使用、開示、改ざんまたは破壊から適切に管理され、保護されるものとする。サプライヤーは、個人情報を合法的な事業目的のためにのみ収集し、合法的で透明性のある安全な方法で使用し、アクセスを許可された者のみと共有し、セキュリティポリシーに従って保護し、必要な期間だけ保持し、個人情報にアクセスできる第三者に対してその保護を義務付けるものとする。



倫理



公正なマーケティングの実践

医療従事者や医療機関 (HCP、HCO) とのインタラクションは、医療の実践を高め、最終的には患者さんに利益をもたらすことを目的としている。インタラクションは、製品に関するHCPやHCOへの情報提供、科学的・医学的・教育的情報の提供、または医学的研究や教育の支援に焦点を当てなければならない。HCPおよびHCOには、処方業務に不適切な影響を与えるような方法で、いかなるものも提供したり、提供されたりすることはない。

同様に、農薬、作物保護製品 (種子や農薬など) をマーケティングまたは販売する際のインタラクションも、公正で倫理的な慣行に従わなければならない。バイエルは、販売、広告、宣伝およびマーケティング資料を作成するサプライヤーが、真実かつ正確な記述によってその義務を果たすことを期待する。



実施時の基準臨床試験

サプライヤーは、国際的なガイドラインまたは適用される国ならびに現地の法律と規制、および提案された業務に適用される公認の国際品質と安全基準に従って、臨床試験を実施するものとする。バイエルに代わって臨床試験に従事する場合、すべての臨床試験は、「医薬品の臨床試験の実施の基準」の世界標準に従って実施し、最も厳格な医学的、科学的、かつ倫理的な原則、特にヘルシンキ宣言に従わなければならないものとする。



動物福祉

サプライヤーの業界に適用される場合、動物実験の代替法は、バイエル製品の品質または安全性評価を損なわないよう、科学的に有効で予測可能であり、かつそれら代替法が規制機関に受け入れられる場合に使用されるものとする。動物実験が必要な場合、サプライヤーは実験に使用する動物の数を最小限に抑えるものとする。サプライヤーは、試験および規制要件を満たす、最も人道的で科学的に有効なプロトコルを用いて動物実験を実施することを平等に取り組み、すべての適用法、バイエルのガイドラインまたはAAALAC認証²に従ってのみ試験を実施するものとする。



遺伝資源の利用

サプライヤーは、生物多様性条約に基づき、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を可能にすることを約束する。

²AAALAC (実験動物ケア評価認証協会)



労働と人権

サプライヤーは、従業員、地域社会および社会的弱者の人権を尊重し、尊厳と尊敬をもって接するものとします。これには以下の項目が含まれます。



児童労働の回避

バイエルは、サプライチェーンにおける児童労働を容認しない。サプライヤーは、国際労働機関 (ILO)³ の中核的労働基準で定義された、その事業活動におけるあらゆる種類の児童労働を回避しなければならない。現地の最低年齢法が、労働や義務教育についてより高い年齢を定めている場合は、高い方の年齢が適用される。若年労働者を雇用する場合、精神的、肉体的、社会的もしくは道徳的に危険な仕事、または学校教育を妨げるような仕事を行ってはならない。



結社の自由

サプライヤーは、従業員および労働者の代表者とオープンで建設的な対話を行うことを約束する。現地の法律に従い、サプライヤーは、その従業員が自由に結社し、労働組合を結成・加入し、代表権を求め、労働者評議会に参加し、団体交渉に従事する権利を尊重するものとする。サプライヤーは、労働者の代表として活動する従業員が報復や差別を恐れることなくその役割を行使できるよう、彼らに不利益を与えてはならない。



強制的な雇用の禁止

バイエルは、当社のサプライチェーンにおけるあらゆる形式の現代の奴隷状態、隷属状態、強制労働、およびいかなる人身売買に対しても、ゼロトレランス・アプローチを採用する。身売り労働、年季奉公、または非自主的な囚人労働に対しても、同様のアプローチを採用する。私物、パスポート、賃金、研修修了証、仕事、またはその他の書類を不適切な理由によって差し押さえるような行為は許容されない。従業員は、適用される法律で定められた事前通知の要件に従うことを条件に、自由に退職することができる。従業員には、適用される法律に従い、退職前に行った仕事に対し、期日通りに全額を支払うものとする。



労働時間、賃金、福利厚生

サプライヤーの従業員の労働時間は、適用される国内法およびILO基準で定められた最大値を超えてはならず、時間外労働は自由な意思に基づいて行うものとする。サプライヤーは、仕事と私生活のバランスを取るために、従業員の休息と余暇の権利を尊重するものとする。報酬は、適用される法律に従い、定期的に、適時に、全額を従業員に支払わなければならない。適用される国内の賃金に関する法律を遵守するものとする。報酬と福利厚生は、公平で競争力があり、すべての人に平等であるべきであり、従業員とその家族に十分な生活水準を提供することを目的としなければならない。現地の法律に別段の定めがある場合を除き、懲戒処分として基本賃金から控除することは認められないものとする (ただし、契約上または法的根拠に基づく損害賠償の権利を排除するものではない)。サプライヤーは、従業員に対して十分なトレーニングや教育の機会を提供することが推奨される。

³ 就業が認められるための最低年齢に関する条約 (No.138、1973年)、最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約 (No.182、1999年)

労働と人権



無差別・公平性

すべての従業員に対する平等な扱いは、サプライヤーの企業方針の基本原則でなければならない。あらゆる種類の差別を禁止する。差別とは、意識的または無意識に年齢、障害、民族的出身、家族状況、性別、性表現、性同一性、従業員代表組織への参加、国籍、身体的特徴、妊娠、宗教、性的指向、肌の色、社会的出身、組合員、ボランティア活動、または適用法下におけるあらゆる不法基準など、業務とは関係のない、または業務上必要のない理由、および従業員の業務とは無関係な特性を理由として意思決定がなされる場合に発生する。

サプライヤーは、従業員に対して、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰や拷問、精神的・身体的な強制や暴言、またはそのような脅威のない、過酷で非人道的な扱いのない職場を提供しなければならない。さらに、サプライヤーは、いかなる雇用契約も、従業員の勤務成績が原因で雇用契約が終了することを明示する明確な証拠がない限り、法律で認められているように、不当に終了させないことが求められる。

バイエルは、サプライヤーが従業員について多様性を行使し、包括的で協力的な労働環境を提供することを奨励する。



治安部隊の活用

サプライヤーの業務や活動を保護するために第三者(民間または公共)を採用する場合、サプライヤーは、かかる第三者の適切な指示または管理を通じて、従業員の保護を確保する必要がある。警備員は、職務中に遭遇する個人の人権を尊重しなければならない。拷問、

残虐、過剰な力、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いや、生命や身体に対する傷害、また団結権や結社の自由に対する侵害は認められない。



紛争鉱物

サプライヤーは、バイエルに供給する製品に、武装集団に直接的または間接的に資金や利益を与え、人権侵害を引き起こしたり助長したりする紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)を原産とする鉱物またはその派生物由来の金属を含まないことを保証するものとする。サプライヤーは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンス調査ガイダンス(OECD DDG)や、EU紛争鉱物規制などのその他の適用される規制を遵守することが期待される。



地域社会と社会的弱者

サプライヤーは、先住民やその他の弱者や不利な立場にあるグループを含む地域社会の権利を尊重するものとする。サプライヤーは、事業活動を行うかどうか、またその実行方法について、先住民の自由意志に基づき、事前に十分な説明を受けた上で同意を得るものとする。不法な立ち退きや土地の剥奪は認められない。サプライヤーは、地域住民の懸念に耳を傾け、地域との関わりを通じて良い影響を生み出すよう努力するものとする。現地での雇用創出、現地調達、教育提供、インフラ整備を支援することが奨励される。



安全衛生

サプライヤーは、従業員、顧客、訪問者、請負業者、およびその活動によって影響を受ける可能性のある人々の健康と安全のために適切な準備をするものとします。サプライヤーは、従業員の安全と福利厚生を確保・改善するために、リスクを特定・評価・管理する安全衛生プログラムを実施するものとします。これは、以下の項目で構成されます。



労働安全衛生

サプライヤーは、化学的、生物学的、および物理的な危険から従業員を適切に保護するものとする。身体的に負荷のかかる作業や職場の状況、および使用するインフラに関連するリスクは、従業員を保護するために適切に管理されなければならない。サプライヤーは、リスクを軽減し、事故や職業病を防止するために、適切な保全と必要な技術的保護措置により、安全な職場、作業場、作業設備を提供するものとする。また、サプライヤーは、実施する作業に対する適切な管理、安全な作業手順を設定し、従業員に適切な個人用防護具 (PPE) を提供するものとする。

いかなる特定された職場のリスクまたは危険物⁴ (中間材料の成分を含む) に関する安全情報も、労働者に情報を与え、訓練し、危険から保護するために利用できるものとする。

サプライヤーは、過度の肉体的・精神的疲労を避けるため、労働時間や休憩時間などの面で、適切な作業体制を考慮するものとする。身体的な安全の確保だけでなく、サプライヤーは、従業員のメンタルヘルスをサポートするよう最善の努力をするものとする。

安全かつ健康的な労働環境には、最低限、飲用水、適切な照明、温度、換気、衛生設備、および該当する場合は安全かつ健康的な社宅の提供を含むものとする。



プロセスの安全性

サプライヤーは、適用される安全基準に従って、そのすべての生産工程を管理・維持するための安全プログラムおよび管理システムを有するものとする。プログラムは、施設お



製品安全

サプライヤーは、製品安全規制を遵守し、製品に適切なラベルを貼り、製品取り扱い上の必要事項を伝えなければならない。また、正当な必要性に応じて、すべての危険物質について必要な安全関連情報を含む該当文書を関係者に提供するものとする。これには、製品情報、安全データシート、通知または登録の確認、用途、暴露シナリオなどが含まれる。サプライヤーは、製品の健康、安全、および環境側面について、すべての関係者と積極的かつ透明性の高い情報共有を行う。



緊急時の備え、リスク情報、訓練

サプライヤーは、特定された職場のリスクに関する安全情報を従業員および請負業者が利用できるものとする。彼らは、常に適切に保護されるよう、相応の訓練を継続的に受けなければならない。サプライヤーは、職場、公共の近隣、会社が提供する社宅において、関連するリスクと緊急事態を特定し、評価するものとする。これらの潜在的な影響は、適切な防火対策、効果的な緊急対策、定期的な訓練や対応手続きを実施することにより、最小限に抑えるものとする。

⁴ 世界調和システム (GHS) に準拠



気候と環境

サプライヤーは、環境に配慮した上で、資源効率の良い方法で事業を実施するものとします。これは、以下の項目で構成されます。



自然資源の保全と利用

サプライヤーは、エネルギー源、水、森林、土壌、原材料などの天然資源を保全・保護するものとする。サプライヤーは、天然資源の搾取、破壊、放置を防止するものとする。同様に、サプライヤーは、大気汚染、廃水、廃棄物、騒音、および光害の発生を最小限に抑えるために、商業的に合理的な努力をするものとする。サプライヤーは、食料の生産が著しく損なわれたり、安全な飲料水へのアクセスが妨げられたり、または人の健康が損なわれるような形で、自らの事業活動が天然資源に影響を与えないよう、最善の努力をするものとする。

サプライヤーは、明確な環境目標、戦略、および方針を持つための合理的な努力を行うものとする。また、自社の事業活動やバリューチェーンにおける環境の側面や影響を特定し、軽減する管理システムを導入するための合理的な努力をするものとする。サプライヤーは、継続的な環境改善を確保し、実証するものとする。サプライヤーは、循環型経済の実践を奨励し、採用するものとする。

サプライヤーは、人の生活に不可欠な土地や森林、水域を利用することにより、人が不法に立ち退かされることがないように、また土地や資源が買収、開発、またはその他の使用の目的で奪われることがないように、合理的に努力するものとする。



気候保護

サプライヤーは、事業戦略(目標や企業価値など)の中核に気候変動対策を据えているものとする。サプライヤーは、気候変動が自社の事業とサプライチェーンに及ぼす影響とリスクを評価し、両者を気候変動に適応させるものとする。

サプライヤーは、自社の業務に直接的に起因する温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)、または間接的な温室効果ガス排出量(スコープ2)、およびバリューチェーンで生じる温室効果ガス排出量(スコープ3)の削減目標を設定するものとする。バイエルは、サプライヤーが2025年までに意欲的な削減目標を設定することを期待し、それらの目標がSBT(科学的根拠に基づく目標)イニシアティブ()のアプローチと基準に沿ったものであることを期待する。サプライヤーは、遅くとも2050年までに、バリューチェーンのGHG排出量を正味ゼロにするものとする。

サプライヤーは、要請があり、かつ入手可能な場合には、バイエルに対して、自社の組織および代表的な製品のカーボンフットプリントを提供することができるものとする。



再生可能エネルギー電気とエネルギー使用

2030年までに購入電力の100%を再生可能エネルギーで賄うよう合理的な努力をするものとする。バイエルは、サプライヤーがRE100のアプローチや基準など、再生可能エネルギーの優れた購入条件を適用することを見込んでいる()。同様に、サプライヤーは、年間ベースで再生可能エネルギーの使用量を全体的に増やすよう、合理的な努力をするものとする。

サプライヤーは、自社の業務におけるエネルギー効率を継続的に改善するために、管理システムを導入する合理的な努力を行うものとする。



気候と環境



水の使用

サプライヤーは、自社の事業およびバリューチェーンにおける水の消費量を削減するために、管理システムを導入する相応の努力をするものとする。

サプライヤーが事業活動のために水を使用する方法は、環境や近隣のコミュニティにとって水の可用性と品質に悪影響を及ぼしてはならない。サプライヤーは、世界資源研究所 (WRI、) が定義する水不足地域または水不足の脅威にさらされている地域に特別な注意を払うための合理的な努力を行うものとする。

サプライヤーは、現場の水の使用量、水質、排出量を監視するために合理的な努力をするものとする。サプライヤーは、水の再利用、リサイクル、削減、および廃水処理を継続的に改善するために、合理的な努力を行うものとする。バイエルは、サプライヤーにもウォーター・スチュワードシップ戦略を策定することを期待している。



廃棄物、排水、局所的な大気排出量、騒音、光害

騒音や光害と同様に、土壌、空気、水の汚染を回避するものとする。サプライヤーは、あらゆる種類の固形および液体廃棄物の安全かつ基準に応じた取り扱い、保管、輸送、再利用、リサイクル、および廃棄を確保するための合理的な努力を行うものとする。また、サプライヤーは、排水処理水が地表水および地下水への放流に安全であることを保証するために、合理的な努力をするものとする。サプライヤーは、特に流出、または環境への漏えい排出物による危険物質または有効成分の放出を防止し、最小限に抑えるものとする。

サプライヤーは、水銀を含む物質や残留性有機汚染物質 (POPs) の取り扱い、および水銀

やPOPsを含む可能性のある廃棄物、大気放出、または排水の取り扱いには特に注意を払うものとする。サプライヤーは、「水銀に関する水俣条約」(水銀)、および「ストックホルム条約」(POPs)の要件に沿った取り扱いをするものとする。

サプライヤーは、特に廃棄物が国境を越えて輸送または取引されている場合、自社の事業から排出される廃棄物の管理が、政府の規制および「バーゼル条約」で定義された要件に準拠していることを確認するものとする。



森林減少、土壌利用、森林リスク関連コモディティ

サプライヤーは、森林減少、森林転換、または土地転換から自然の生態系を保護することが期待される。サプライヤーは、森林減少ゼロを目指し、最善の努力を行うものとする。農産物原料または森林原料が影響を受ける場合、サプライヤーは、持続可能な生産を目指して最善の努力を行うものとする。

サプライヤーは、パーム(カーネル)油、大豆、またはその他の農林業原料など、森林リスク関連コモディティ(または森林減少が起りやすい商品)を使用する場合、管理システムを導入するために最善の努力を行うものとする。このようなシステムは、広く受け入れられている第三者によって検証された認証スキームに基づくことができ、バリューチェーンに沿った透明性とトレーサビリティが実現し得る。

サプライヤーがパーム(カーネル)油またはその派生物を含む材料を調達する場合、サプライヤーは、少なくとも「マスマラズ」認証された持続可能なパーム(カーネル)油を調達することを保証するものとする。認証は、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)の基準、または同等のスキームに沿ったものとする。



品質

サプライヤーは、契約で合意された基準、適用される法律および規制に完全に準拠した、高品質で、安全かつ効果的な商品とサービスを提供するものとします。これは、以下の項目で構成されます。



品質要件

サプライヤーは、バイエルおよびその顧客のニーズを一貫して満たし、保証された通りの性能を発揮し、意図した用途に対して安全かつ効果的に商品およびサービスを提供するために、一般に認められた品質基準および契約で合意した品質要件および基準を満たすものとする。サプライヤーは、商品およびサービスの品質に悪影響を及ぼす可能性のある重大な問題には、直ちに対処するものとする。サプライヤーは、提供する商品およびサービスの仕様に影響を与える可能性のある製造または供給プロセスの変更について、バイエルに通知する必要があります。



セキュリティと模倣品対策

サプライヤーは、サプライチェーン全体において、優れたセキュリティ慣行と、契約で合意された基準を有するものとする。サプライヤーは、バイエルへの各出荷について、その発送元から発送先までの健全性を保証するものとする。

サプライヤーは、バイエル製品、その加工可能な部品または原材料、および対応するノウハウが、偽造者、密輸業者、泥棒、その他の無許可の第三者の手に渡らず、正規のサプライチェーンから外れないようにするため、その責任範囲において必要かつ契約で合意した基準を実施するものとする。サプライヤーは、仕向け地において模倣品、偽造品、その他の違法な製品とみなされる輸出向けの製品を含め、第三者の行為によって、模倣品、偽造品、その他の違法な製品の製造または販売に不注意に関与しているという証拠を入手または提供された場合、速やかに第三者との関係を分析するものとする。バイエルは、サプライヤーが模倣品に関連するあらゆる活動の調査および訴追を支援することを期待する。



ガバナンスと管理システム

サプライヤーは、適用されるすべての法律と規制の遵守を促進し、本行動規範に記載された期待事項に関して継続的な改善を促進するために、効果的な管理システムとガバナンス組織構造を導入するものとします。これには以下の項目が含まれます。



法的要件とその他の要件

サプライヤーは、適用されるすべての国際法、国内法、現地法や規制、契約による合意、国際的に認知された基準や協定を確認し、遵守するものとする。これには、本行動規範に定められている原則が含まれるが、これに限定されるものではない。後者は、特に参照した情報源と Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz (ドイツのサプライチェーンデューディリジェンス法) のデューディリジェンス調査要件に基づいて、重要な社会、環境、および倫理基準を要約している。また、サプライヤーは、一般に認められた業界標準に準拠し、適用されるすべての許可、証明書、ライセンス、登録を取得、維持、最新に保つものとし、常に許可の制限と要件に従って事業を行うものとする。



研修とコンピテンシー

サプライヤーが自社の従業員や管理者に対して行う研修や情報提供の手段は、「サプライヤーのための行動規範」やバイエルが定めた研修資料「サプライヤーのための行動規範ガイダンス」などの範囲、質、および判断に匹敵するかそれ以上である必要がある。



リスクマネジメント

サプライヤーは、本行動規範が扱うすべての分野において、定期的リスクを特定、評価、および管理する仕組みを導入するものとする。



サプライチェーンにおける、バイエル「サプライヤーのための行動規範」の原則の再現とコミュニケーション

サプライヤーは、本行動規範で定められた原則を、そのサプライチェーンのさらに下流で取り組む必要があります。



システム、文書、評価

サプライヤーは、本行動規範の内容に関連する管理システムおよび統制を開発、実施、使用、維持するものとする。サプライヤーは、本行動規範に記載された原則に準拠していることを証明するために必要な文書を保持するものとする。



誓約と説明責任

サプライヤーは、本行動規範に定める原則を履行するものとする。サプライヤーは、本行動規範の適用されるすべての点をマネジメントシステムに組み込むものとする。



評価・管理権

サプライヤーは、正当な理由のある事前通知により、本行動規範を示した原則へのサプライヤーの適合性を判断するため、バイエルにその実績を評価・管理する権利を認めるものとする。評価および管理は、バイエルが直接、または適格な第三者が、例えば評価や監査といった形で実施するものとする。



サプライヤー・インクルージョンとダイバーシティ

サプライヤーは、バイエルが自社の調達プロセスで行っているように、多様性があり過小評価されている事業との関係を積極的に推進することで、インクルージョン(一体感)とダイバーシティ(多様性)を推進することを約束するものとする。

ガバナンスと管理システム



救済措置

サプライヤーは、遅滞なく、(i) バイエル SCoCに定められた原則に対するリスクや違反が確認された場合、バイエルに書面で報告する、(ii) 違反を防止、終了、または最小化するために、適切な救済措置を講じるものとする。バイエルは、(i) 違反を終わらせる、または最小限に抑えるためのコンセプトを適用する権利、および (ii) この点に関するサプライヤーの協力を求める権利を留保する。サプライヤーがバイエルSCoCの要件を遵守せず、違反行為が排除されないまま3か月の猶予期間が経過した場合、バイエルは、(i) 当該違反が是正されるまで契約を中断する権利、または (ii) 指定された実行期限が成果なく経過した後バイエルの独自の裁量で契約解除を臨時に通知する権利を有する。



継続的な改善

サプライヤーは、パフォーマンス目標を設定し、実施計画を実行し、および内部または外部の評価、検査、マネジメントレビューによって特定された欠陥に対して必要な是正措置を講じることによって、本行動規範に規定された基準の継続的改善への誓約を実証するものとする。



懸念事項の特定

サプライヤーは、自らの職場領域または他のサプライヤーの経済活動の結果として生じた懸念、苦情、または違法となりうる活動を、報復、脅迫、嫌がらせの脅威なく報告することを従業員に奨励し、その手段を提供するものとする。いかなる報告も機密扱いとし、法律で認められている場合は匿名で行うことができる必要がある。サプライヤーは、このような報告を調査し、必要に応じて是正措置を講じるものとする。サプライヤーは、バイエルの業務遂行に影響を与える可能性のある、

またはサプライヤーおよびバイエルの評判に悪影響を与える可能性のある法的措置、行政調査または起訴について、バイエルに通知するものとする。

いかなる時点でも、サプライヤーまたはその従業員が、バイエルの従業員がこれらの原則に反する行為を行ったと思われる場合、またはサプライチェーン上でリスクまたはこれらの原則の違反が発生したと思われる場合、当社のコンプライアンス・ホットライン

にその懸念を報告することを推奨する。サプライヤーは、バイエルのコンプライアンス・ホットラインに直接(希望によっては匿名で)報告する可能性について、自社の従業員または下請け業者に説明する。バイエルは、善意で懸念を表明するいかなる者に対しても報復を行わない。



透明性と開示

サプライヤーは、本行動規範に定める原則に沿って、社会的・環境的影響について文書化し、報告するものとする。



需要管理

サプライヤーは、バイエルの発注量または納期が、自社の従業員の人権に悪影響を与える、またはその可能性が高いと考えるのが妥当である場合、継続的に検証し、バイエルに遅滞なく書面で通知するものとする。



事業継続性

サプライヤーは、バイエルの事業をサポートする業務について、適切な事業継続計画を実施するものとする。

用語集



用語集は、「サプライヤーのための行動規範」で使用される特定の用語、組織、および概念について説明または定義しています。「サプライヤーのための行動規範ガイド」は、本規範の側面をより包括的に説明し、主要な期待事項と優良事例を述べ、さらに参考文献を記載しています。

条項

適用法

// サプライヤーが所在する国の法律、バイエルが所在する国の法律、およびサプライヤーまたはバイエルに適用されるあらゆる内部合意書または協定のことを指します。

循環型経済

// 循環型経済は、デザインによって推進される3つの原則に基づいている。#1：ゴミや公害をなくすこと。#2：(最高の価値を保ったままでの) 製品・素材の循環。#3：自然を再生させること。循環型経済は、再生可能なエネルギーや素材への移行に裏打ちされている。

[www.ellenmacarthurfoundation.org]

紛争鉱物

// 現在定義されている紛争鉱物とは、錫石、コロンバイト-タンタライト、鉄マンガン重石の派生物であるタンタル、スズ、タングステン、および金などの金属を指す。これら金属は「3TG」とも呼ばれる。

[www.responsiblemineralsinitiative.org]

従業員

// 従業員に言及する場合、バイエルでは、サプライヤーに従事または雇用されるあらゆるスタッフまたは人員を含む。

森林リスク関連コモディティ (または森林減少が起こりやすい商品)

// 森林が農業用途に転換されて生産される生産物のこと。農業による森林減少の大部分を占めるのは、木材製品、パーム油、牛、大豆、ゴム、コーヒー、およびカカオの7品目。 [<https://japan.cdp.net/>]

GHG 温室効果ガス

// 二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスは、大気中の熱を閉じ込めて保持し、気候変動を引き起こす。スコープ1排出量とは、組織が管理または所有する排出源から発生する直接的な温室効果ガス (GHG) の排出量を指す。スコープ2排出量とは、電気、蒸気、

熱、または冷房のあらゆる購入に関連する間接的なGHG排出量を指します。スコープ3排出量とは、報告する組織が所有または管理していないが、組織がそのバリューチェーンにおいて間接的に影響を与えている資産からの活動の結果である。

[www.ghgprotocol.org]

危険物

// 国際連合欧州経済委員会 (UNECE) が作成した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」で定義されている。

人身売買

// 人身売買とは、暴力、欺瞞、または強制の手段を用いて、人々を搾取する場に募集、収容、または移送し、強制労働させることを意味する。

個人情報

// 個人情報とは、個人を識別されたまたは識別され得る自然人に関するあらゆる情報を指す。

残留性有機汚染物質 (POPs)

// 人の健康や生態系への深刻かつグローバルな脅威と認識されている有機化学物質。

[<https://www.unep.org/explore-topics/chemicals-waste/what-we-do/persistent-organic-pollutants-pops>]

サプライヤー

// サプライヤーは、物品およびサービスを提供するあらゆる第三者を含み、バイエル製品の製造またはサービスの提供には、サプライヤーの供給品とサービスが必要である。

サプライヤーのためのインクルージョン&ダイバーシティ

// バイエルは、「サプライヤーのためのインクルージョン&ダイバーシティ」を、多様なサプライヤーの活用を促進する積極的な事業プログラムと定義している。多様なサプライヤーとは、女性、障害者、およびLGBT+を含むがこれに限定されない、過小評価グループの個人または個人のグループによって51%以上所有、運営、管理されているサプライヤーを指す。

用語集

持続可能性

// 持続可能性には、倫理、労働と人権、健康、安全、環境の分野が含まれる。

持続可能性基準と認証

// 環境、社会、倫理、および安全問題に関する、自発的な、通常は第三者が評価する規範や基準で、特定の分野における自社の組織や製品のパフォーマンスを示すために企業が採用するもの。例：森林管理協議会 (FSC)、持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)、責任ある鉱物の調達規格 (RMI)、レインフォレスト・アライアンス。

水不足

// 水不足とは、水需要が利用可能な水供給量を上回っている状態と定義される。人間と環境の両方の水需要を同時に満たすのに十分な水がない場合に発生する。[\[https://www.wri.org/\]](https://www.wri.org/)

ウォーターシュワードシップ

// 淡水資源の持続可能で公正な管理を促進・育成するための一連の慣行。その範囲は、自社事業所での水使用効率から、サプライヤーとの連携、さらにその先まで多岐にわたる。水利用者が自らのリスクを管理し、水に関わる機会を捉え (例：企業が生産プロセスを継続するために必要な水を確保する)、すべての人のための長期的な水の安全保障を促進することを支援する。[\[https://ceowatermandate.org/\]](https://ceowatermandate.org/)

組織、条約、イニシアチブ

有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約

// バーゼル条約は、有害廃棄物およびその他の廃棄物の生成、管理、国境を越えた移動および廃棄を起因する有害影響に対する、人の健康および環境を保護することを目的としている。[\[http://www.basel.int/\]](http://www.basel.int/)

生物の多様性に関する条約

// 生物の多様性に関する条約の目的は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、および遺伝資源の商業的およびその他の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分。合意は、すべての生態系、種、および遺伝資源を対象としている。[\[https://www.cbd.int/\]](https://www.cbd.int/)

国際労働機関 (ILO)

// 国連機関であるILOは、国連加盟国187か国の政府、雇用者、労働者を結集し、労働基準の設定、政策の策定、すべての従業員のためのディーセント・ワークを促進するプログラムの考案を行っている。
[\[https://www.ilo.org/tokyo/lang-ja/index.htm\]](https://www.ilo.org/tokyo/lang-ja/index.htm)

水銀に関する水俣条約

// 水俣条約とは、水銀の有害影響から人の健康や環境を守るための世界的な条約。新規水銀鉱山の禁止、既存鉱山の段階的廃止、多くの製品やプロセスにおける水銀使用の廃止と段階的削減、大気への排出と土地や水への放出に関する管理措置が含まれている。また、水銀の中間貯蔵や廃棄物化した場合のその処分、水銀で汚染された場所、および健康問題などについても言及している。
[\[https://www.mercuryconvention.org/\]](https://www.mercuryconvention.org/)

パリ協定

// パリ協定とは、気候変動に関する法的拘束力のある国際条約。地球温暖化を産業革命前と比較して2°C未満、できれば1.5°C以下に抑えることを目標としている。

製薬業界サプライチェーンイニシアティブ (PSCI)

// グローバルな医薬品・ヘルスケアサプライチェーン全体において、安全・環境・社会的な成果を高めるというビジョンを共有する医薬品・ヘルスケア企業を会員とする非営利の事業組織。PSCIは、責任あるサプライチェーンの慣行、人権、環境の持続可能性、責任あるビジネスを定義し、確立し、推進するために会員を結集することを目的としている。
[\[https://pscinitiative.org/home\]](https://pscinitiative.org/home)

RE100

// 再生可能エネルギー100%を目指す数百社の企業が参加する、国際的な企業の再生可能エネルギーイニシアチブ。[\[https://www.there100.org/\]](https://www.there100.org/)

持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)

// パーム油業界の7つの異なるセクターのステークホルダーを束ねる非営利法人。RSPOは、RSPO認証パーム油を生産するために、企業が遵守しなければならない一連の環境・社会基準を策定している。RSPOの会員は、RSPO認証パーム油の生産、または使用することを約束している。[\[https://rspo.org/ja/who-we-are/\]](https://rspo.org/ja/who-we-are/)

用語集

SBT (科学的根拠に基づく目標) イニシアティブ (SBTi)

// 非営利事業団体。CDP、UNGC、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF) の4者の共同イニシアティブ。SBTiは、気候科学に沿った排出削減とネットゼロ目標におけるベストプラクティスを定義し、推進している。[<https://sciencebasedtargets.org/>]

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

// ストックホルム条約は、残留性有機汚染物質 (POPs) から人の健康と環境を守るための国際条約で、POPsの排出を排除または削減することに焦点を当てている。また、許容できない危険性を持つ化学物質を追加で特定し、それに対処するための体制を整えている。最終的に、この条約は危険なPOPsのない未来への道を示し、有害化学物質に対する私たちの経済の依存を再構築することを約束している。
[<http://www.pops.int/>].

トゥギャザー・フォー・サステナビリティ (TfS) イニシアティブ

// 非営利事業団体。化学企業を会員とする。持続可能なサプライチェーンの業界基準を構築することを目的とし、サプライヤーの持続可能性パフォーマンスを評価・改善するための標準的なアプローチを確立し、メンバー間で評価や監査を共有している。
[www.tfs-initiative.com]

気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC)

// 国連 (UN) が主導するUNFCCCは、気候変動がもたらす課題に取り組むための政府間努力の全体的な枠組みを定めている。その究極の目的は、生態系が自然に適応し、持続可能な発展を可能にする期間内に、人間が気候システムに危険な干渉を与えないレベルで、大気中の温室効果ガス濃度を安定させることである。
[www.unfccc.int]

国連グローバル・コンパクト (UNGC)

// 国連 (UN) が主導し、普遍的な持続可能性の原則 (「国連グローバル・コンパクトの10原則」とも呼ばれる) を実践し、持続可能な開発目標などの国連目標を支援するための措置を講じるというCEOの誓約に基づく、自発的な取り組み。
[www.unglobalcompact.org]

ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs)

// 国連が主導し、国家と企業が事業活動において行われる人権侵害を防止し、対処し、救済するための一連のガイドライン。

参照

1) 外部ソース：

倫理

- // **AAALAC**インターナショナル (国際実験動物ケア評価認証協会)
<https://www.aaalac.org/>
- // ヘルシンキ宣言
<https://www.wma.net/what-we-do/medical-ethics/declaration-of-helsinki/>
- // 国連グローバル・コンパクトの10原則
<https://www.unglobalcompact.org/>

労働と人権

- // 紛争鉱物
www.responsiblemineralsinitiative.org
- // 国際労働機関 (ILO)
<http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/whatare/fundam/index.htm.ilo.org>
- // 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューディリジェンス調査ガイダンス (OECD DDG)
<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/mining.htm>
- // 世界人権宣言
<https://www.un.org/en/about-us/universal-declaration-of-human-rights>

安全衛生

- // **PSCI** (製薬業界サプライチェーンイニシアティブ)
<https://pscinitiative.org/home>
- // レスポンシブルケア世界憲章 (PC世界憲章)
<https://www.icca-chem.org/responsible-care-global-charter/>

気候と環境

- // 循環型経済プログラム
<https://www.ellenmacarthurfoundation.org/>
- // 生物の多様性に関する条約
<https://www.cbd.int/>
- // バーゼル条約
<https://www.basel.int>
- // 水銀に関する水俣条約
<https://www.mercuryconvention.org>
- // **RE100**
<https://www.there100.org/>
- // 持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)
<https://rspo.org/about>
- // 科学的根拠に基づく目標 (SBT)
<https://sciencebasedtargets.org/>
- // スtockホルム条約
<https://www.pops.int>
- // 気候変動枠組条約 (UNFCCC)
www.unfccc.int

参照

品質

// 人間の規制：コンプライアンス

<https://www.ema.europa.eu/en/human-regulatory/research-development/compliance-research-development>

ガバナンスと管理システム

// トゥギャザー・フォー・サステナビリティ (TfS)

<http://www.tfs-initiative.com>

// 国連グローバル・コンパクト (UNGC)

<http://www.unglobalcompact.org>

// 国連の指導原則

https://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf

2) バイエル独自のソース：

// 動物福祉

<https://www.bayer.com/en/animal-studies/animal-studies-our-responsibility>

// 生物多様性

<http://www.bayer.com/en/position-biodiversity.aspx>

// バイエルのコンプライアンスホットライン

<https://www.bayer.com/en/corporate-compliance/corporate-compliance-policy>

// バイエルの人権に対する見解

<https://www.bayer.com/en/sustainability/human-rights>

// バイエルの動物福祉と動物研究

<https://www.animalstudies.bayer.com/>

// バイエルの持続可能な開発ポリシー

<https://www.bayer.com/en/sustainability/sustainable-development-policy>

// 気候保護と環境

<https://www.bayer.com/en/sustainability/climate-protection>

// コーポレートコンプライアンス ポリシー

<https://www.bayer.jp/ja/bayer-group/compliance>

// バイエルでの持続可能性について

<https://www.bayer.jp/ja/sustainability>

// 水問題への見解

<http://www.bayer.com/en/bayer-water-position.aspx>



Bayer AG
Procurement
51368 Leverkusen, Germany
[Procurement at Bayer](#) | [Bayer global](#)
バージョン6、2022年12月

